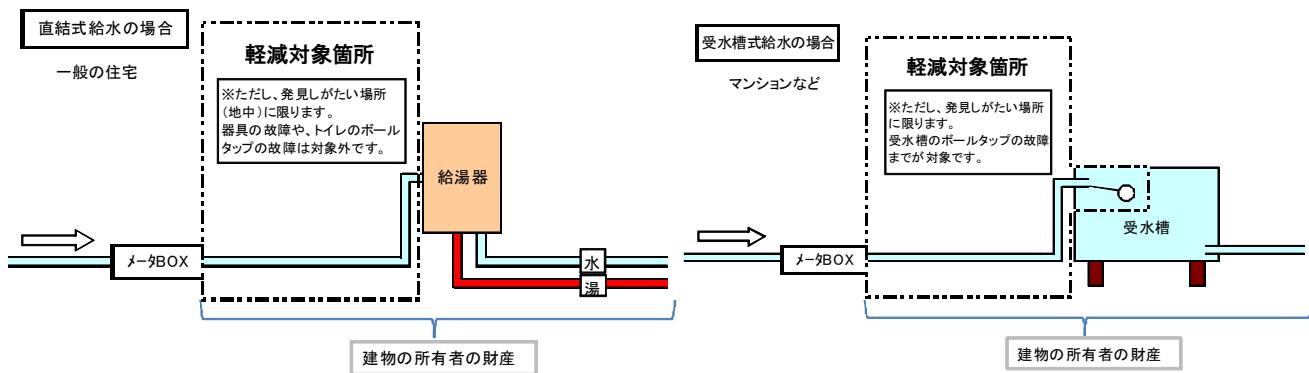


(軽減することができる場合)

- ・水道メーターより室内側で発見しがたい地中で漏水があった場合に限ります。
- ・受水槽を備えた給水装置の場合は、本市メーターから受水槽の流入管吐水口までの配管の故障及び、ボールタップの故障を軽減の対象とします。



(軽減することができない場合)

- ・軽減対象外の箇所で漏水していた場合
給水用具の故障、給湯器の下流側にある配管の漏水は軽減することができません。
(例：給湯器の故障、トイレのタンクのボールタップの故障など)
- ・漏水による使用水量の**増加が認められない場合**。
- ・水道竣工検査日または前回漏水修理から**一年未満**（施工業者による瑕疵補償期間）での漏水の場合。
- ・軽減申請日が修理日から一年以上経過している場合。

水道料金軽減についてのご説明

- ・水道料金軽減申請書（指定の申請書で**京田辺市水道指定業者の証明**があるもの）の提出された後、申請書記載の修理日を基準に料金軽減対象期を決定します。
- ・軽減対象期間は、**最大2期（4ヶ月）**分を限度とします。
- ・原則として漏水対象期の水量と前年度同期の水量との比較において、**使用水量増加分の2分の1**の水量から算出した金額を還付します。前年同期の水量を認定使用水量とできない場合は、修理後2期の平均使用水量を認定使用水量とします。
- ・軽減対象期の水道料金収納後に還付します。ただし、水道料金に未納がある場合には未納分の納付後、還付事務を開始します。なお、未納分を一括納付いただく場合には予め還付額を減額した額でお支払いとすることができます。
- ・公共下水道をご利用の方は、**公共下水道使用料の減免申請（お客様の印鑑が必要）**が別途必要です。

京田辺市上下水道部 経営管理室

電話：0774-62-0414

様式第22号(第31条関係)

水道料金軽減申請書

年　月　日

(あて先) 京田辺市公営企業管理者

このたび下記の給水装置設置場所の水道使用水量が平常に比べ多いため、調査したところ漏水していることを発見しました。

つきましては、漏水箇所の修理をしましたので、漏水による料金軽減の取り扱い基準の規定により、水道料金の軽減申請をします。

申　請　者
住　所
氏　名

電話番号　　—　—

地区整理番号　　—　—

給水装置設置場所	京田辺市
漏　水　箇　所	
修　理　状　況	
修　理　年　月　日	年　月　日

指定給水装置工事事業者修理証明欄

上記のとおり相違ないことを、証明します。

年　月　日

京田辺市指定給水装置工事事業者

(印)

- 1 料金の軽減は、指定漏水量の1/2に相当する金額を限度とします。
- 2 公共下水道使用料の軽減を受けようとするときは、別途京田辺市公営企業管理者に申請が必要です。

漏水による水道料金の還付先について

水道料金の軽減が決定し、還付が発生した場合、口座に振り込みをしますので、下記にご希望される金融機関、口座番号等をご記入ください。

なお、全国どの金融機関（郵便局・ゆうちょ銀行含む）でも結構です。

〒610-0393

京田辺市興戸犬伏18-1

京田辺市上下水道部 経営管理室

0774-62-0414

----- キリトリ -----

フリガナ

水道使用者名 _____

住 所 _____

還付先口座

金融機関名 _____

支店名 _____

口座番号 普通・当座 _____

フリガナ

口座名義 _____

上下水道部 経営管理室（漏水減免申請）

様式第4号(第5条関係)

年　月　日

公共下水道使用料減免申請書

(あて先) 京田辺市公営企業管理者

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話 () _____

京田辺市公共下水道使用料徴収条例施行規則第5条の規定により、次のとおり下水道使用料の減免を申請します。

排水設備設置場所	排水設備番号	第 号
申請理由		
発生(修理) 年 月 日		
使用水の区分及 び 水栓番号	<input type="checkbox"/> 水道水(水栓番号) <input type="checkbox"/> 水道水・水道水以外の水との併用 (水栓番号) <input type="checkbox"/> 水道水以外の水	汚水の区分 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公衆浴場 <input type="checkbox"/> その他()
還付方法	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 口座振込 金融機関名 口座番号 口座名義	

(注) 1 管理者は、減免の理由が消滅したこと、又は変更したことを確認した場合、使用料の減免を取り消すことがあります。

2 □欄は、該当事項にレ印を記入してください。

○指定工事業者の皆様へ

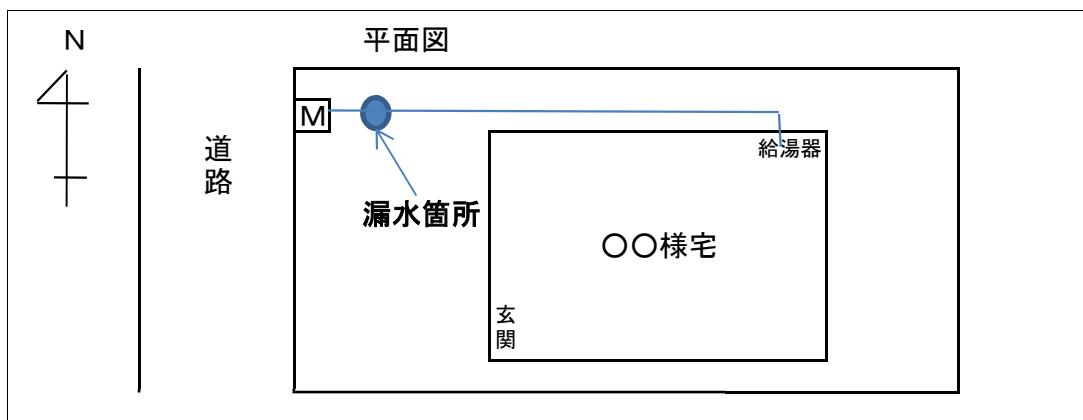
漏水修理をされた場合は、修理箇所の「写真」と「平面図」を添付していただきますようお願い致します。

修理写真が撮影できなかった場合は、修理箇所の詳細図を添付して下さい。

漏水減免の対象箇所は、宅内配管までの地中での漏水又は、受水槽のボールタップの故障に限ります。

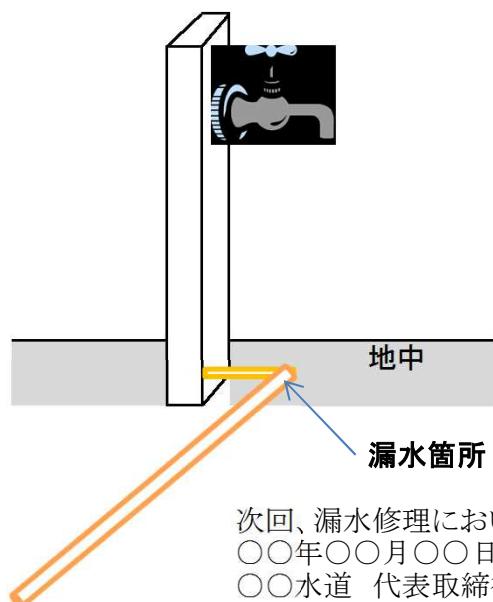
(必要書類)

- 1 水道料金軽減申請書(様式第22号)
- 2 公共下水道使用料減免申請書(様式第4号) ※下水を使用されている場合
- 3 平面図
- 4 修理写真 又は 修理箇所詳細図
※修理写真是修理前と修理後を撮影して下さい



(修理写真が撮影できなかった場合の修理箇所詳細図の記載例)

OO宅 漏水修理箇所



次回、漏水修理においては写真を添付します

OO年OO月OO日

OO水道 代表取締役 OO〇〇〇

京田辺市上下水道部
経営管理室
電話 0774-62-0414
FAX 0774-63-4783